

Teads Engage OS 規約

パートナーが自らのサイトにおいてTeads Engage OSを有効化する場合、その範囲において、以下の規約が適用される。

1. 定義

- a. 「**広告インプレッション**」とは、(i)動画フォーマットの場合、動画広告の再生が開始された時点で配信されたものとみなされるインプレッションをいい、(ii)非動画フォーマットの場合、広告が表示された時点で配信されたものとみなされるインプレッションをいう。
- b. 「**Ad Opportunity**」とは、パートナーが、適格なデマンドソースによる入札又は選択のために広告インプレッションを提供する各機会をいう。
- c. 「**本広告**」とは、本テクノロジー及び／又は収益最適化テクノロジーを通じて配信されるキャンペーンに関連して本パートナーサイト上に表示される広告をいう。本広告は、バナー広告、リッチメディアその他のデジタルクリエイティブを含むがこれらに限定されない、あらゆる形態をとることができる。
- d. 「**Ads.txt**」とは、許可されたデジタル販売者のテキストファイルをいい、App-ads.txtを含む。
- e. 「**当社調達デマンド**」とは、当社が調達、販売又は契約する本広告をいう。
- f. 「**本データ**」とは、本契約に従って収集又は生成されるすべてのデータを意味する。これには、パートナーに提供されるレポート又は他のデータが含まれる。
- g. 「**ダイナミックCPM**」とは、動的に生成される1,000広告インプレッション当たりの費用をいう。
- h. 「**エンドユーザー**」とは、パートナーのウェブページ、アプリケーション及び／又はプラットフォームを訪問する個人である閲覧者をいう。
- i. 「**パートナー調達デマンド**」とは、第三者（当社を除く）から調達される広告デマンドであって、収益最適化テクノロジーを通じて本パートナーサイト上に配信されるものをいい、パートナーが直接調達するデマンド又はパートナーが選択する第三者デマンドパートナーを介して調達するデマンドを含む。
- j. 「**ページビュー**」とは、本パートナーサイトの単一かつ個別のウェブページであって、エンドユーザーのウェブブラウザ又はデバイス上で完全に読み込まれ、レンダリングされ、表示され、当社の本テクノロジー及び収益最適化テクノロジーの有効かつ正常な実行を生じさせるものをいう。ページビューには、最低1つの広告インプレッション及び／又はパートナーオーガニックインプレッションが含まれ、両当事者間で合意する数まで含めることができる。
- k. 「**パートナーオーガニックインプレッション**」とは、当社がユーザーに配信する、本テクノロジーを通じたパートナー自身のオーガニックコンテンツの表示をいう。
- l. 「**本パートナーサイト**」とは、本契約において上記に明記されているウェブプロパティ、アプリケーション若しくはプラットフォーム、及び／又は事前に書面による承認を受けてパートナーが本テクノロジーを実装するウェブプロパティ、アプリケーション若しくはプラットフォームをいう。
- m. 「**本収益**」とは、本パートナーサイト上の当社調達デマンドから生じる純収入をいう。
- n. 「**本テクノロジー**」とは、当社のJavaScript、API、SDK及びビデオプレーヤーを総称していう。
- o. 「**技術料**」とは、1,000ページビュー当たり\$0.03の費用をいう。
- p. 「**ユーザーセッション**」とは、同一の本パートナーサイト上におけるエンドユーザーの一連のページビュー及び／又はインタラクションを意味する。ユーザーセッションは、リンクからの最初のクリックにより本パ

ートナーサイト上でページビュー及び／又はインタラクションが発生した時点で開始し、エンドユーザーの活動が連続30分間ない場合に終了する。

- q. 「収益最適化テクノロジー」とは、第三者が運営及び所有する第三者のテクノロジーであって、当社によりアクセス可能とされ、パートナーがパートナー調達デマンドにアクセスすることを可能にするものをいう。疑義を避けるために、収益最適化テクノロジーは、当社が所有、運営又は管理するものではなく、当社は、これに関して一切の表明又は保証を行わない。

2. サービス及び実装

- a. パートナーは、上記の当社の最低実装要件、並びに当社による技術的な指示及び当社が提供する実装ガイド（これらは随時改訂される。）に従い、本テクノロジー及び収益最適化テクノロジーを実装するものとする。
- b. 本テクノロジーは、本パートナーサイトの各記事ページ上に表示されなければならない。実装は、各記事ページのメインコンテンツの下に配置され、少なくとも1つの本広告又はパートナーオーガニックインプレッションを含むものとする。パートナーは、通知を受領した後30暦日以内に、本テクノロジー及び収益最適化テクノロジーのアップデートを実装しなければならない。当社は、一定の広告インプレッションを当社自身のデマンド専用割り当てるものとする。パートナーは、少なくとも四半期毎に当社の試験の要請に応じるものとする。パートナーは、トラフィック及びパフォーマンス指標の検証のため、アナリティクスアカウント（Google Analytics等）又は同等のデータへのアクセスを当社に提供するものとする。
- c. 当社は、エンドユーザーを本パートナーサイトへ誘引し、本パートナーサイトにおける追加のページビュー及びユーザーセッションを発生させることができる（以下「当社誘導トラフィック」という。）。当社は、本パートナーサイト外において本テクノロジーが実装され、かつ当社が本広告及び／又はパートナーオーガニックインプレッションを配信する権利を有する掲載枠、プロパティ又はデバイスから、本パートナーサイトへトラフィックを誘導する権利を有し、かかる本広告及び／又はパートナーオーガニックインプレッションは、エンドユーザーを(a)本パートナーサイト、又は(b)エンドユーザーが本パートナーサイトへクリックにより遷移できる中間ページへ導くものとする。エンドユーザーが当社誘導トラフィック上の広告インプレッションをクリックした場合、パートナーは、当該ユーザーセッションに係る当該ページビューから生じた本収益について、いかなる対価も支払われないものとする。

3. 収益及び支払

- a. 本契約期間中、当社が本テクノロジーを通じて配信する広告インプレッションの収益化は、ダイナミックCPMモデルに基づくものとする。疑義を避けるために、本収益は、特に、広告主手数料、当社のプラットフォームに統合された第三者のデータサービス、配信手数料、無効なクリック／インプレッション並びに広告主及び代理店の割引／リベートを控除したものである。本テクノロジーの使用に関して、最低収益、最低CPM、数量コミットメント又は配信率保証は一切適用されない。
- b. パートナーが収益最適化テクノロジーを使用してパートナー調達デマンドにアクセスする場合、当社は、パートナー調達デマンドから生じるいかなる収益についてもパートナーに対する支払義務を負わず、収益最適化テクノロジー又はパートナー調達デマンドに関して一切の責任を負わないものとする。当社は、パートナー調達デマンドから生じるいかなる取引又は収益の流れについても、その当事者ではなく、一切の表明又は保証を行わない。
- c. 当社は、本契約に定めるところに従い、収益最適化テクノロジーの使用についてパートナーに技術料を請求する。
- d. パートナーは、記入済みの正確な税務書類その他当社が要求するこれに類する全ての資料（該当する場合、税務書類W-8BEN、W-8BEN-E又はW-9を含むことがある。）（かかる税務書類及び資料を総称して「**税務資料等**」という。）を、当社に対し速やかに提供しなければならない。本契約中の別段の定めにかかわらず、当社は、(a)当社がパートナーの税務資料等を受領するまでの間、本契約に基づきパートナーに対して行うべき支払を、違約金又は遅延損害金の支払義務を負うことなしに留保し、(b)本契約に基づきパートナーに対して負う支払額から、当社が支払義務を負う税（適用のあるもの）を、法律の定めるところにより控除することができる。当社は、税務資料等を受領した場合には、前記(a)に基づきパートナーへの支払いが留保されている金額を、実務上合理的に可能な範囲で速やかに支払うための商業的に合理的な努

力を行う。パートナーに対して本明細が提供されてから6か月以内に当社がパートナーから請求書を受領しない場合、当該料金は放棄されたものとみなされる。

- e. パートナーは、当社からの支払が適切に行われるよう、連絡先及び支払情報を書面により正確に当社に届け出なければならない。また、パートナーの金融機関又は決済サービスプロバイダが課す手数料は、パートナーにおいて負担するものとする。パートナーに対して支払われるべき金額が5000円を下回る場合、当該金額は、パートナーに対して支払うべき金額が累計5000円を超える暦月まで留保されるものとする。本契約に基づく全ての支払は、当社の測定に従うものとする。当社の支払いに関する一切の紛争は、当該支払いの郵送日又は送金日から30暦日以内に、当社に対して書面で提起されなければならない、かかる期間経過後は、当該支払いにかかる請求を放棄したものとみなされる。
- f. 当社は、当社が有する他の権利及び救済措置に加えて、(i)本契約（契約の重大な違反の場合も含む）に基づき当社がパートナーに負っている債務の支払いを留保し、又は、かかる債務を本契約若しくは他の契約に基づきパートナーが当社に対して負っている債務と相殺し、若しくはパートナーが本契約の条件に違反している場合にこれを留保若しくは相殺すること、及び／又は、(ii)過去に当社からパートナーに対する過払いがあった場合には、パートナーに対し、任意の請求書の発行から30暦日以内に、当該金額の返金を行うよう求めることができる。当社の広告主、顧客又はパートナーが当社に対する支払を怠った場合、その理由にかかわらず、当社は支払いを留保し、又は、パートナーの口座に返金を求めることができる。

4. 禁止行為。

当社は、本パートナーサイトに対する収益最適化サービス及びネイティブレコメンデーションサービスの唯一かつ排他的な提供者となる。パートナーは、本テクノロジーが稼働している同一ページ上において、本テクノロジーと実質的に類似するいかなる技術又はサービス（Taboola、RevContent又はTripleLiftを含むがこれらに限定されない）も実装又は使用してはならない。パートナーは、当社と直接競合するデマンドソース（Taboolaを含むがこれに限定されない）への入札を促進し、又はこれらにアクセスを付与するために、本テクノロジーを使用してはならない。

5. ライセンス

- a. 本契約期間中、パートナーが本契約のすべての定めを遵守することを条件に、当社は、本契約期間中、パートナーに対して、本テクノロジーに組み込まれている当社の商標、サービスマーク及びロゴ（併せて「**当社マーク**」という。）を本契約に基づくパートナーの権利及び義務に厳格に従って使用及び表示することができる、限定的、非排他的かつ地域限定のない、ロイヤルティフリーのライセンスを付与する。パートナーによる当社マークの使用により築かれた信用は当社にのみ帰属する。当社は、本テクノロジーを実装した広告主又はパートナーの総リスト（マーケティング及び販売資料を含む）に、パートナー及び本パートナーサイトの名前を載せることができる。
- b. 当社は、本契約期間中、Comscore、Media Metrics、Nielsen/Net Ratings及び／又はその他の広告トラフィックのランキング評価目的で業界において同様に受容される第三者測定機関から、広告トラフィックのクレジットを当社に帰属させる権利を有する。前記を円滑にするために必要な範囲で、パートナー及び当社は協力し、必要な一切の行為（いかなる書面への署名を含む）を行い、関係するすべての第三者測定機関に対し、当該広告トラフィックを当社に帰属させるよう求めるものとする。

6. **プライバシー**。「**個人情報取扱規約**」の各条項は、本契約に完全に組み込まれ、本契約の一部を構成するものとする。

7. 契約期間、停止及び終了

- a. 緊急事態が発生した場合（重大なセキュリティの侵害、ユーザーへのマルウェアその他のウィルスの拡散など）、その他不適切・不法・不正・誤解を招く事情がある場合、又はパートナーが本契約の条件に違反した場合、当社は、随時、本テクノロジー及び／又は収益最適化テクノロジーの全部又は一部を停止若しくは打ち切ることができる（その使用を不可にするなどの措置を含む）。
- b. いずれの当事者も、相手方当事者が本契約の定めについて重大な違反を犯し、違反当事者が書面による違反通知を受領してから14日経過しても当該違反が治癒されない場合、いつでも本契約を解除することができる。

- c. 当社は、パートナーに対し少なくとも30日前までに書面による通知を行うことにより、いつでも本契約の全部又は一部を終了させることができるものとする。
- d. 本契約が期間満了又は終了した場合、本契約上の両当事者の権利及び義務の一切は消滅するものとする。ただし、その性質に鑑み本契約の終了後も存続すべき条項については、本契約終了後も当事者を拘束し続けるものとする。

8. 限定的保証及び補償

- a. 各当事者は相手方当事者に対して以下の事項を表明し保証する。(i)本契約を締結し、かつ、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利、能力及び権限の一切を保有していること、(ii)本契約の履行に際して、適用される法律、規則及び命令の一切を遵守すること。
- b. 当社は、（当社により提供及び提示され、本契約に基づいてパートナーにより実装された）本テクノロジーが、当社の知る限りにおいて第三者の知的財産権を現に侵害しておらず、今後侵害することもないことを保証する。疑義を避けるために、本保証は、当社が所有又は管理しない第三者のテクノロジーである収益最適化テクノロジーには及ばず、当社は、収益最適化テクノロジーについて、目的適合性、利用可能性、性能又は非侵害に関するものを含め、明示的若しくは黙示的かを問わず、一切の保証を行わない。
- c. パートナーは、(i)本パートナーサイトを所有し、又は運営する権利を有すること、(ii)当社パブリッシャーガイドライン（随時改訂される。）に従うこと、(iii)本パートナーサイトが、違法な本コンテンツ、第三者の持つ知的財産権を侵害する本コンテンツを含んでおらず、将来においてもこれらを含まないこと、(iv)当社に提供された、又はパートナーの要請に基づき当社が取得したパートナーコンテンツについて、必要な一切の権利及び権限を有していること、(v)本パートナーサイトが、猥褻な内容、名誉を毀損する内容、誹謗的な内容、中傷的な内容、又はいかなる者のパブリシティ権、プライバシー権若しくは人格権を侵害する内容を含まないこと、(vi)本パートナーサイトが、虚偽の事実の表示又は事実上の不正確性を知りながらこれを含んでおらず、将来においてもこれらを含まないことを表明し保証する。
- d. 本契約に規定されたいかなる事項も、当社が最低限のトラフィック量、クリック数、インプレッション数若しくは使用数その他これに類する約束をパートナーにするものと解釈されてはならない。
- e. 本契約で明確に規定された場合を除き、いずれの当事者も、本契約、本パートナーサイト、本テクノロジー、本テクノロジーを通じて当社が提供する本コンテンツ、収益最適化テクノロジーを介して提供される本コンテンツ及びその他の事項（品質又は目的への適合性が満足できるものであることに関する黙示の条件、サービスを中断又はエラーもなく常時利用できることの保証、履行過程又は取引過程から生じる保証を含む）に関して、明示的若しくは黙示的かを問わず、一切、表明又は保証を行わない。
- f. 当社は、本テクノロジーに組み込まれている本コンテンツ、又は本テクノロジーを通してアクセスする本コンテンツ（本レコメンデーション及び／又は本広告を含み、これに限定されない）に関して一切の表明又は保証を行わない。当社は、本テクノロジーを介して配信される本コンテンツの内容、正確性、知的財産権の侵害、合法性又は品位及びパートナーによるこれらの信頼について、一切責任を負わないものとする。
- g. 当社は、収益最適化テクノロジー又はパートナー調達デマンドに関して、一切の表明又は保証を行わず、一切の責任を負わない。収益最適化テクノロジーは、当社が管理することのできない第三者により提供されるものであり、当社は、以下の事項について一切責任を負わないものとする。(i)収益最適化テクノロジーの運用、性能、利用可能性又はセキュリティ、(ii)パートナー調達デマンドから生じる収益又は収益が生じないこと、(iii)収益最適化テクノロジーの第三者提供者の作為又は不作為、(iv)パートナーが収益最適化テクノロジーの使用に関連して被った損失。
- h. 各当事者（以下「**補償当事者**」という。）は、相手方当事者、相手方当事者の親会社及び関連会社、並びに当該会社の各関連会社、取締役、役員、株主、社員、正式な代表者、従業員及び代理人（以下あわせて「**被補償当事者**」という。）を、本契約において定められた補償当事者の表明保証の違反が原因で第三者により提起された訴えに起因するすべての請求、損失、責任、損害、費用、和解金、規制当局による調査結果及び／又は罰金その他の支出（合理的な弁護士費用を含む）（以下あわせて「**本クレーム**」という。）から補償し、防御し、何ら損失を被らせないものとする。被補償当事者は、本クレームを補償当事者に速やかに書面で通知しなければならない。ただし、かかる通知の遅滞は、その遅滞により補償当事者が不利益を被った場合を除き、補償当事者の義務を一切軽減しない。被補償当事者は、自らが選任する弁護士

と共に防御に参加する権利を有し、被補償当事者は、補償当事者の書面による事前の同意なく、本クレームについて和解してはならない。

9. 責任制限

- a. 以下の各号記載の場合には、当社及びパートナーのいずれも、相手方当事者に対する責任を除外又は制限しない。(i)当事者、又は自己の従業員若しくは請負業者の過失により引き起こされた死亡又は人身傷害、(ii)詐欺又は詐欺的不実表示、(iii)法律上、除外又は制限することができないその他の責任。
- b. 常に第8.1条の定めに従うことを条件として、いずれの当事者も、本契約に関連し、又は、本契約違反により生じる(a)特別損害、間接損害、付随損害、結果損害、(b)グッドウィル又は評判の損失、(c)本データの損失、(d)契約、取引、予想された節約の損失、(e)利益の損失については、当該損失又は損害発生の可能性について当該当事者が知らされていたかどうかを問わず、また、当該損失又は損害がどのように発生したかを問わず、当該損害が契約法理論、不法行為（過失を含む）、法律上の義務又はその他の理論に基づくものであるかを問わず、一切の法的責任を負わない。
- c. 常に第8.1条の定めに従うことを条件として、かつ当事者の一方が相手方の知的財産権の違反、不正流用又は侵害を行ったことに起因する責任に関する場合を除き、いかなる場合も、本契約又は本契約の違反（契約法理論、不法行為（過失を含む）、法律上の義務又はその他の理論に基づくものであるかを問わない）に起因又は関連する当事者の責任総額は、(i)1000万円、及び、(ii)責任の発生原因たる事象（一連の関連する事象である場合は、当該事象の最初の事象）の発生の直近12か月間に、請求の原因となった本契約に従って支払われ又は支払われるべき本収益又は料金の金額のいずれか大きい方を超えない。
- d. 当事者は、本契約に規定された各当事者の責任に関する制限が、いかなる状況においても合理的であると受け入れることを相互に確認する。

10. 秘密保持。

各当事者（以下「**受領者**」という。）は、相手方当事者（以下「**開示者**」という。）の営業、技術、製品及びサービスに関して、秘密であるもの、又は開示された状況を斟酌すると秘密とみなされることが合理的である特定の情報及び資料（本契約の条項を含む）（以下「**秘密情報**」という。）にアクセスすることを確認する。秘密情報には以下のものは含まれない。(a)受領者が、開示者による開示前に既に知得していた情報、(b)開示者の秘密情報を参照することなく、受領者が独立して開発した情報、(c)受領者の責めに帰せずして、公知若しくは公知となった情報、(d)秘密保持義務に一切違反することなく、第三者から受領者に開示された情報。本契約で許可されている場合を除き、受領者は、(i)秘密情報を自己又は第三者の利益のために一切使用せず、(ii)本第9条に従い秘密情報を使用しないこと及び秘密情報の秘密性を保持することに合意し、秘密情報を知る必要がある、受領者の取締役、従業員、請負業者、顧問、投資家又は潜在的な投資家以外の第三者には、秘密情報を一切開示しない。受領者は、開示者の書面による要請があった場合、速やかに、秘密情報を返還又は廃棄する。前述の定めにかかわらず、受領者は、適用法令又は法的手続きにより必要となった範囲で、秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、かかる開示請求があったことを速やかに書面により開示者に通知し、開示者が当該開示に異議を申し立て、又は開示範囲を限定するための取組みに対し、開示者の費用をもって妥当な協力をする。

11. 輸出管理。

パートナーは、商務省、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）その他の米国又はその他の国の機関又は当局の輸出にかかる全ての関連法令、規則、制約を遵守しなければならない、かかる法令、規則、制約に違反して本テクノロジーを輸出し、又は、輸出若しくは再輸出を許可してはならない。本テクノロジーをダウンロード又は使用した場合、パートナーは、上記に同意し、また、制限国に所在しておらず、その支配下になく、又は制限国の国民若しくは居住者ではないことを表明し保証したものとする。パートナーは、パートナー、パートナーの持分又は支配権を有する個人、団体、組織（役員、取締役を含む）のいずれもが、米国の法律、規制又は行政命令が、米国企業及び個人に対して取引を禁止している個人、団体、組織（特定国籍業者リストに掲載されている者を含む）に該当しないことを表明し保証する。

12. 一般条項。

本契約は、法の抵触に関する通則法の規定又は国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定にかかわらず、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。各当事者は、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を専属的

合意管轄裁判所とする。当事者は、本契約の各条項がその具体的な条件に従って履行されない場合、回復不可能な損害が生じること
に同意する。したがって、当事者は、法律上又は衡平法上認められた救済措置に加え、各当事者が、本契約に対する違反行為の防止
及び本契約の条件及び規定の特定履行を求めるための差止めによる救済を受ける権利を有することに同意する。当事者は、独立した
契約者であり、本契約のいかなる事項も、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理人その他の関係を当事者間に形成するも
のと解釈しない。一方の当事者が本契約に基づく自らの権利の一部を行使しない場合又は本契約に基づく他の一方の当事者の義務の
履行を求めない場合にも、これらの権利ないし義務が放棄されたとはみなされず、またいずれかの当事者が本契約に対するある不履
行ないし違反を免責されたとしても、その事実によってそれ以外の又はそれ以降の不履行ないし違反が免責されるわけではない。い
ずれの当事者も、その妥当な制御能力を超えた事由による不履行に対する責任を一切負わない。本契約は、本契約の主題に関して、
当事者間の完全な合意を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、かかる主題に関する本契約締結前又は締結時
におけるすべての合意又は了解に優先する。本契約は、両当事者が署名した書面によってのみ、変更、修正又は差し替えをすること
ができる。当社は、本契約のいかなる条項も放棄することができるが、かかる放棄は、当社の正式な代表者が署名した書面によら
ない限り、拘束力を有しない。本契約の条項に関する見出しは全て、参照の目的においてのみ挿入され、いかなる法的影響力も持た
ないものとする。本契約において参照される日数は、別途指定される場合を除き営業日とする。本契約は、複数の副本で締結する
ことができ、それぞれの副本は原本とみなされるが、当該副本全ては、1個のかつ同一の文書を構成する。本契約の規定が、何
らかの理由により、法的強制力がないものと判断された場合、かかる規定は、法的強制を可能とするために必要な範囲に
限り修正され、それができない場合は、本契約から分離され、本契約の残りの規定は引き続き完全に有効であるものとする。
いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前同意を得ずに、本契約又は本契約に基づく権利又は義務を譲渡することは
できない。ただし、(i)法に基づく手続き、合併、再編成若しくは買収又は支配権の変更の結果による場合、(ii)当社から
当社の子会社への譲渡の場合はこの限りでない。前記を条件として、本契約は、両当事者及びその認められた承継人及び譲受人
に対して拘束力を有し、またこれらの利益のために効力を生じる。

13. 反社会勢力の排除

a. 各当事者は、以下に列举する人物・事項に現在該当しないことを表明する。

- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年が経過していない者、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに相当するもの。

b. 当事者が虚偽の表明をした場合、相手方当事者は、他の権利及び救済手段に影響を与えることなく、本契約を終了することができる。